

# 個別機能訓練加算について (通所介護)

## 個別機能訓練加算（通所介護）とは

専ら機能訓練を実施する理学療法士等（※1）を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けられたもの。

（老企第36号 第2の7（11）より）

※1 スライド3ページ目にて説明



## 個別機能訓練加算（通所介護）の主な算定要件について

通所介護における個別機能訓練加算に関して、要件の解釈誤りにより多額の過誤調整となる事例が多発しています。

改めて、加算の要件等の確認をお願いいたします。

	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）
単位数	1日につき56単位	1日につき85単位	1月につき20単位
機能訓練指導員	理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師，一定の実務経験を有するはり師，きゅう師（以下「理学療法士等」という。）		
機能訓練指導員の配置要件	専従の機能訓練指導員として理学療法士等を1名以上配置	加算（Ⅰ）イで配置した理学療法士等に加え、専従の理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置 →合計で最低2名以上配置が必要	加算（Ⅰ）イ又は加算（Ⅰ）ロの配置要件を満たしていること
個別機能訓練計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員を含む他職種が共同し利用者ごとに計画を作成する。</li> <li>複数種類の機能訓練項目を準備し、その選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身状況に応じた機能訓練を適切に行う。</li> <li>機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で計画を作成。</li> <li>3月ごとに1回以上、利用者の自宅を訪問し、その都度生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して実施状況等を説明し、必要に応じて訓練内容を見直す。</li> </ul>		

## 個別機能訓練加算（通所介護）の主な算定要件について（2）

	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）
個別機能訓練項目	利用者の生活機能向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。		
訓練の対象者	同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団又は個別		
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施		
実施回数	概ね週に1回以上の実施が目安		
厚生労働省への情報提出	要件なし	要件なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を「科学的介護情報システム（LIFE）」を用いて提出。</li> <li>・サービスの質の向上を図るため、当該提出情報及フィードバック情報を活用し、PDCAサイクルによりサービスの質の管理を行うこと。</li> </ul>

## 個別機能訓練の実務（通所介護）について

### 個別機能訓練の実務等について

※詳細については、老認発0316号第3号、老老発0316第2号 令和3年3月16日「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する 基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の32ページから37ページにかけて記載されているので、算定をしている又は予定している場合は必ず確認すること。

#### (1) 目標設定・個別機能訓練計画の作成

ア 利用者の社会参加状況やニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握、心身の状況の確認

イ 多職種協働での個別機能訓練計画の作成

ウ 利用者又はその家族への説明と同意

エ ウに係る介護支援専門員への報告

#### (2) 個別機能訓練の実施

#### (3) 個別機能訓練実施後の対応

・ 個別機能訓練の目的に照らし、訓練項目・時間・効果等について評価を行う。

・ 3月ごとに1回以上、利用者居宅を訪問し、生活状況を確認。また、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況やその効果等を説明し記録する。

・ 概ね3月ごとに1回以上、訓練の実施状況や効果等について、介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者又はその家族の意向を確認の上、個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更を行う。

## 個別機能訓練加算（Ⅱ） 厚生労働省への情報提供について

<令和3年3月16日 老老発0316第4号 介護保険最新情報Vol.938

科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方についてより>

提出期限	提出内容	提出情報
ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月の翌月10日まで	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老振発0316第3号、老老発0316第2号）別紙様式3-3（個別機能訓練計画書）にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに別紙様式3にある「作成日」、「前回作成日」、「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過（病名及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目（プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報をすべて提出すること。	当該情報の作成時における情報
イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月の翌月10日まで		当該情報の変更時における情報
ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回		前回提出時以降の情報

## 個別機能訓練加算（通所介護）について

### 機能訓練指導員の配置の留意点等について

〔老企第36号 第2の7(11)〕

#### ○個別機能訓練加算（I）イ

- ・1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練を受けた利用者のみ算定対象となる。
- ・特定の曜日のみ理学療法士等が配置されている場合は、あらかじめその曜日が定められ、利用者やケアマネに周知されている必要がある。

#### ○個別機能訓練加算（I）ロ

- ・1週間のうち特定の曜日だけ専従の理学療法士等1名以上に加えて指定通所介護を実施する時間帯を通じて理学療法士等を1名以上配置している場合は、その曜日において、**理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。**  
例えば、9:00～12:00まで1名、9:00～17:00まで1名の理学療法士等を配置している場合、9:00～12:00までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者のみ加算（I）ロを算定できる。
- ・加算（I）ロを算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者やケアマネに周知されている必要がある。
- ・「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」の具体的な配置時間については、計画策定に要する時間や実際の訓練時間を踏まえて配置すること。なお、常勤・非常勤の別は問わない。

### 利用者居宅訪問についての留意点等について

- ・利用契約前に居宅訪問を行った場合についても、個別機能訓練加算の居宅訪問の要件を満たすこととなる。
- ・利用者居宅訪問は、機能訓練指導員以外の個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば、職種にかかわらず行ってもよい。  
また、機能訓練指導員については、加算（I）ロのサービス時間帯を通じた配置要件において、配置されているものとみなすことが可能であり、生活相談員については、訪問している時間についても勤務延時間数に含めることが可能。  
なお、介護職員は確保すべき勤務時間延時間に含めることができず、看護職員の場合も利用者宅を訪問する看護職員と別に看護職員が確保されていない場合は、当該訪問する看護職員は訪問する時間帯を通じて、事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある。
- ・長期の宿泊サービスの利用者について、訪問すべき居宅に利用者がいないため、加算は算定することはできない。

## 個別機能訓練加算（通所介護）について （機能訓練指導員の兼務）



兼務内容	個別機能訓練加算の算定の有無	兼務の可否
指定通所介護事業所の管理者と機能訓練指導員	算定なし	事業所の管理上支障がない場合兼務可能
指定通所介護事業所の管理者と機能訓練指導員	算定あり ・個別機能訓練加算（Ⅰ）イ ・個別機能訓練加算（Ⅰ）□ ・個別機能訓練加算（Ⅱ）	不可（専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等は、管理者として従事していない時間帯であれば可 〔ただし、勤務表等で明確に時間を分けていること〕）
指定通所介護事業所の看護職員と機能訓練指導員 ※1	算定なし	看護職員として業務に従事していない時間帯において機能訓練指導員として従事することは差し支えない。
指定通所介護事業所の看護職員と機能訓練指導員 ※1	算定あり ・個別機能訓練加算（Ⅰ）イ ・個別機能訓練加算（Ⅰ）□ ・個別機能訓練加算（Ⅱ）	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等は、看護職員として従事していない時間帯であれば可（ただし、勤務表等で明確に時間を分けていること。） ・「指定通所介護サービスを提供する時間帯を通じて配置される専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」の兼務は、不可

※1 看護職員の本来の業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は□の要件を満たすような業務をこなし得るのか十分に検討すること。

※2 上記表の兼務の可否については、指定通所介護事業所に係るものである。指定地域密着型通所介護事業所については、厚生労働省のQ & Aでも分かれて回答されているように、可否が異なる場合があるため、注意すること。